

西宮市からの伝達事項について

令和6年3月
西宮市法人指導課

伝達事項及び目次

| 対象事業所 | 項目 |
|------------|---|
| 右記 サービス | <p>○実地指導等における主な指摘事項 実地指導等において見受けられる主な指摘事項をまとめました。提供サービスに関して内容を確認し、同様の事例が見受けられる場合は是正を講じてください。</p> <p>【資料1】居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援</p> <p>【資料2】計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援</p> <p>【資料3-1】日中活動系サービス、短期入所共通</p> <p>【資料3-2】生活介護、短期入所</p> <p>【資料3-3】就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型</p> <p>【資料4】共同生活援助</p> <p>【資料5】障害者支援施設</p> |
| 全サービス | <p>【資料6】西宮市からのお知らせ</p> <p>【資料7】障害者差別解消法の改正について（西宮市障害福祉課からのお知らせ）</p> |